

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成29年10月25日

今治市監査委員 川口 義輝
同 藤原 秀博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
消防本部 総務課	平成29年9月19日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 今治市消防安全管理規程に定める会の開催及び一部を除く各種記録の整備が実施されていなかったため、必要に応じ組織の実態に即した規程への見直しを検討するなどして、規程に沿った事務を行うようにされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 今治市消防安全管理規程を今年度中に組織の実態に即した規程へ改定し、規定に沿った事務を行う。</p>	